

FAQ9 給与支払報告書について

Q9-1

給与支払報告書の提出期限と提出先は？

A ■給与支払報告書の提出期限

…毎年1月末日です。

■給与支払報告書の提出先

…給与の受給者(納税義務者)の1月1日現在の住所地の市町村です。

年途中で退職した方の分は、退職時の住所地の市町村に提出してください。

Q9-2

誰の分を提出するのですか？

A 支払金額の多少や年末調整の有無、雇用形態にかかわらず、前年中に給与の支払いをした全員分について提出してください。

※給与支払報告書は、市民税・県民税の算定に係る重要な書類です。適正な課税の観点から、全員分を提出して下さるようお願いいたします。(正規雇用者、退職者、パートやアルバイト、短期雇用者、役員を含みます。)

Q9-3

提出書類は？

A 次の①②の書類を提出してください。給与の支払者が個人事業主の場合は③も必要です。

① 給与支払報告書(総括表)

② 給与支払報告書(個人別明細書)

・書面で提出する場合は、仕切り紙で特別徴収と普通徴収に区分して提出してください。

・4月1日に在籍する従業員は、原則として特別徴収となります。

③ 個人事業主の本人確認書類の写し

給与支払報告書をeLTAXまたは光ディスク等で提出される場合は、下記のページをご覧ください。

[鶴岡市ホームページ](#) > [税金](#) > [市民税](#) > [給与支払報告書のeLTAXまたは光ディスク等による提出について](#)

※前々年に税務署に提出した給与所得の源泉徴収票の枚数が100枚以上であった場合、給与支払報告書はeLTAXまたは光ディスク等により提出提出することが義務化されています。

給与支払報告書の提出に

eLTAX(地方税ポータルシステム)をご活用ください

eLTAXでは、特別徴収関係のさまざまな手続きをインターネットですることができます。郵送や窓口に来ていただく手間がなく、便利です。利用方法など詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

Q9-4

全員、特別徴収しなければならないのですか？

- A 所得税の源泉徴収義務のある事業主は、4月1日現在に在籍するすべての従業員等の市民税・県民税を原則として特別徴収することが地方税法で義務付けられています。
事業規模、雇用人数、雇用形態などにかかわらず、給与支払報告書は原則として特別徴収として提出してください。

※特別徴収できない適正な理由がある場合は、普通徴収として提出することができます。

- ・前年中に退職した方、給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定の方
- ・休職などで給与支払報告書を提出した年の6月に給与の支払いがない予定の方
- ・給与の支払いが毎月でない方、給与の支払いが不定期の方
- ・給与の支払額が少額で税額を差引きできない方
- ・他から支払いされる給与がありその給与から特別徴収をする方

Q9-5

給与支払報告書の提出後に従業員の退職や就職があったときは？

- A 給与支払報告書を提出した後に徴収区分を変更するには、届出または申請が必要です。
4月15日までに届出書・申請書を提出してください。

■退職などにより特別徴収できなくなったとき

「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入して、市に提出してください。

<ご留意いただきたいこと>

- ・4月15日までに受付した届出書による変更は、年度当初(5月中旬)の決定通知書に反映されます。
- ・4月16日以降に受付した届出書による変更は、6月以降に変更決定となります。

■就職などにより新たに特別徴収できることになったとき

「市民税・県民税特別徴収への切替申請書」に必要事項を記入して、市に提出してください。

<ご留意いただきたいこと>

- ・6月分から特別徴収開始を希望する場合は、申請書を4月15日までに提出してください。
年度当初(5月中旬)の決定通知書で通知します。
- ・申請書の受付が4月16日以降となった場合は、特別徴収開始月を6月分からとすることはできません。6月以降に変更決定となり、特別徴収開始月は7月分以降となります。
※6月分から特別徴収開始と申請があっても、7月分から特別徴収開始となりますので、ご了承ください。

届出・申請の様式及び記入例は、鶴岡市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

[鶴岡市ホームページ](#) > [税金](#) > [市民税](#) > [各種様式「特別徴収様式」](#)